

上場インデックスファンド新興国債券

愛称: 上場新興国債

追加型投信／海外／債券／ETF／インデックス型

◆この目論見書により行なう「上場インデックスファンド新興国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月10日に関東財務局長に提出しており、2026年4月11日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2026年4月10日
発行者名	: アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)	: 名称 株式会社東京証券取引所
の写しを縦覧に供する場所	: 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	34
第3【ファンドの経理状況】	39
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	70
第三部【委託会社等の情報】	71
約款	128

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- 上場インデックスファンド新興国債券（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「上場新興国債」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

30 兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

- 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

200 口以上で販売会社が定める単位
※詳しくは、販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

- 2026 年 4 月 11 日から 2026 年 10 月 9 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を、円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。

※ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスは、新興市場国債（自国通貨建て）の総合投資収益を時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。単一国への投資集中を制限しつつ、新興国の債券および通貨の値動きを表す指数です。

$$\frac{\text{ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10\%国キャップ・インデックス}}{\text{算出時の時価総額}} = \frac{\text{基準時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 100$$

「ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」の著作権などについて「Bloomberg®」およびブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス（以下「当指数」）は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）、および当指数の管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッド（Bloomberg Index Services Limited）（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（以下「アモーヴァ・アセット」）による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

上場インデックスファンド新興国債券（以下「当ファンド」）について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特に当ファンドへの投資の推奨可能性について、当ファンドの所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。アモーヴァ・アセットとブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、および当指数の使用許諾であり、これは、アモーヴァ・アセットまたは当ファンドを考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグは当指数を決定、構成、もしくは計算する際に、アモーヴァ・アセットまたは当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグは当ファンドの発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、当ファンドの顧客（これらに限定されません）に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

ブルームバーグは、当指数もしくはそれらに関連するデータの正確性および／または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、アモーヴァ・アセット、当ファンドの所有者、もしくはその他の個人または法人が当指数、またはそれに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、当指数もしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、当ファンド、当指数またはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型投信	内外	不動産投信	E T F	特殊型
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇E T F

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
	年2回	日本			
	年4回	北米			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア			
	年12回 (毎月)	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (ブルームバーク・パークレイズ 自国通貨建て新興市場国債・ 10%国キャップ・インデックス)
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年6回（隔月）

目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

- 当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・売買単位は1口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
- ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

- 投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

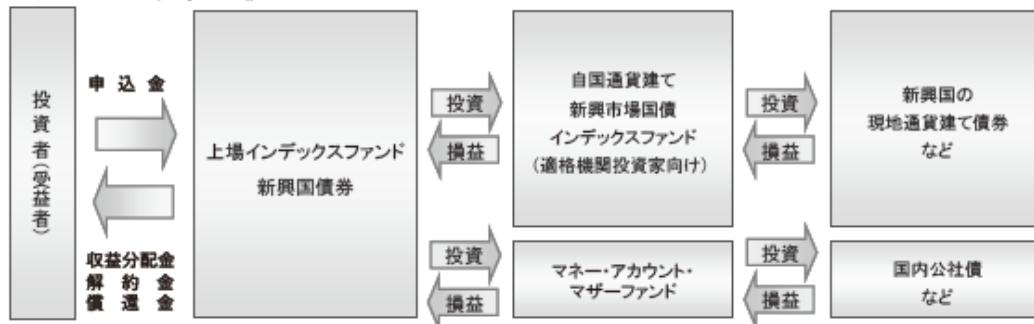
＜自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）＞

主として、新興国の現地通貨建て債券に投資し、円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

＜マネー・アカウント・マザーファンド＞

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

《ファンドの仕組み》



主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・ 5 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2012 年 1 月 30 日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2012 年 3 月 30 日

- ・ ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

2016 年 10 月 8 日

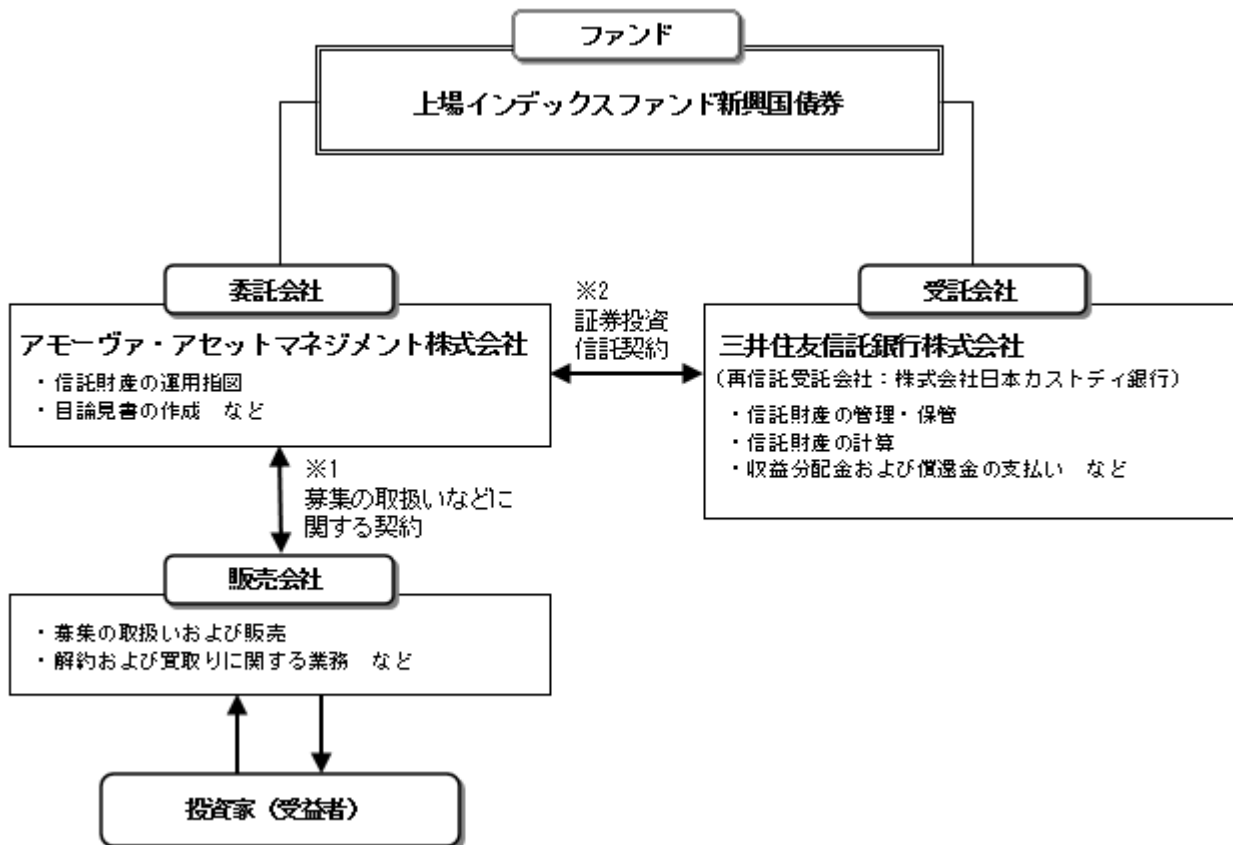
- ・ ファンド名称変更

新名称：上場インデックスファンド新興国債券

旧名称：上場インデックスファンド新興国債券（パークレイズ Local EM 国債）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

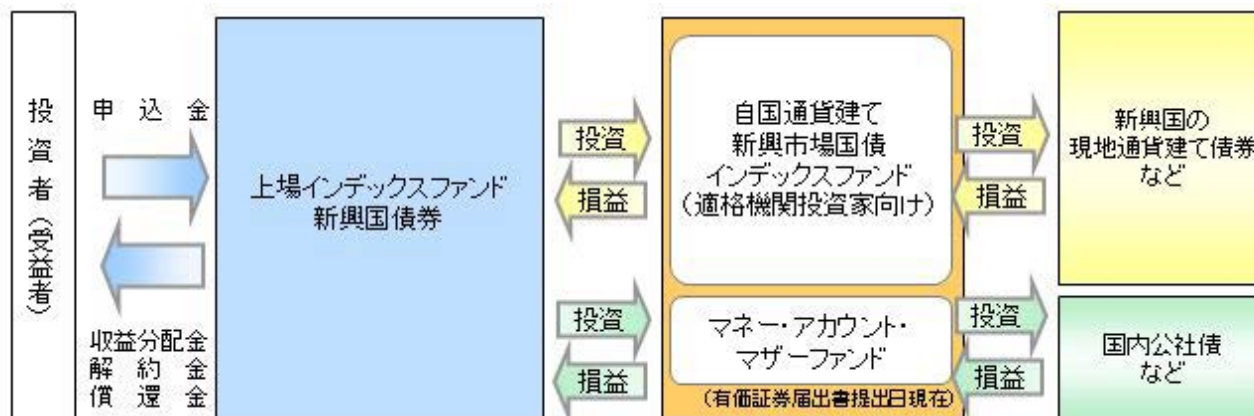


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2026年1月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025 年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000 株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・当ファンドは、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。
- ・別に定める投資信託証券については、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

◆投資対象とする投資信託証券の主な投資方針

<自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）>

- ・主として、新興国の現地通貨建て債券に投資し、円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスに採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。
- ・ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスに採用されている債券の一部または全部の値動きに連動をめざす上場投資信託証券に投資する場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 上場投資信託証券の貸付
 - 2) 外国為替予約取引
 - 3) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜ 自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け） ＞

運用の基本方針	
基本方針	円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	新興国の債券を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、新興国の現地通貨建て債券に投資し、円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。なお、ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスに採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスに採用されている債券の一部または全部の値動きに連動をめざす上場投資信託証券に投資する場合もあります。 ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入れ総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入れ総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	第1計算期から第5計算期までは、収益分配を行ないません。第6計算期以降、毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.11%（税抜0.1%）
その他報酬	有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料に0.55（税抜0.5）を乗じて得た額
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	・運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。 ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。

	※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2012 年 1 月 31 日設定）
決算日	毎月 6 日（休業日の場合は翌営業日）

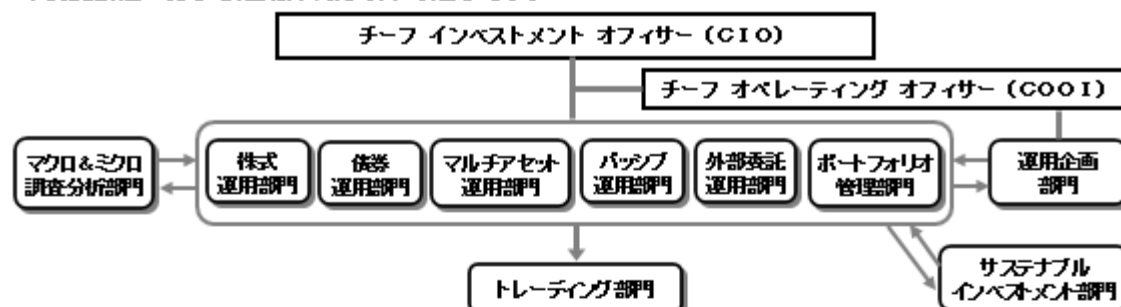
<マネー・アカウント・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2009 年 10 月 30 日設定）
決算日	毎年 10 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

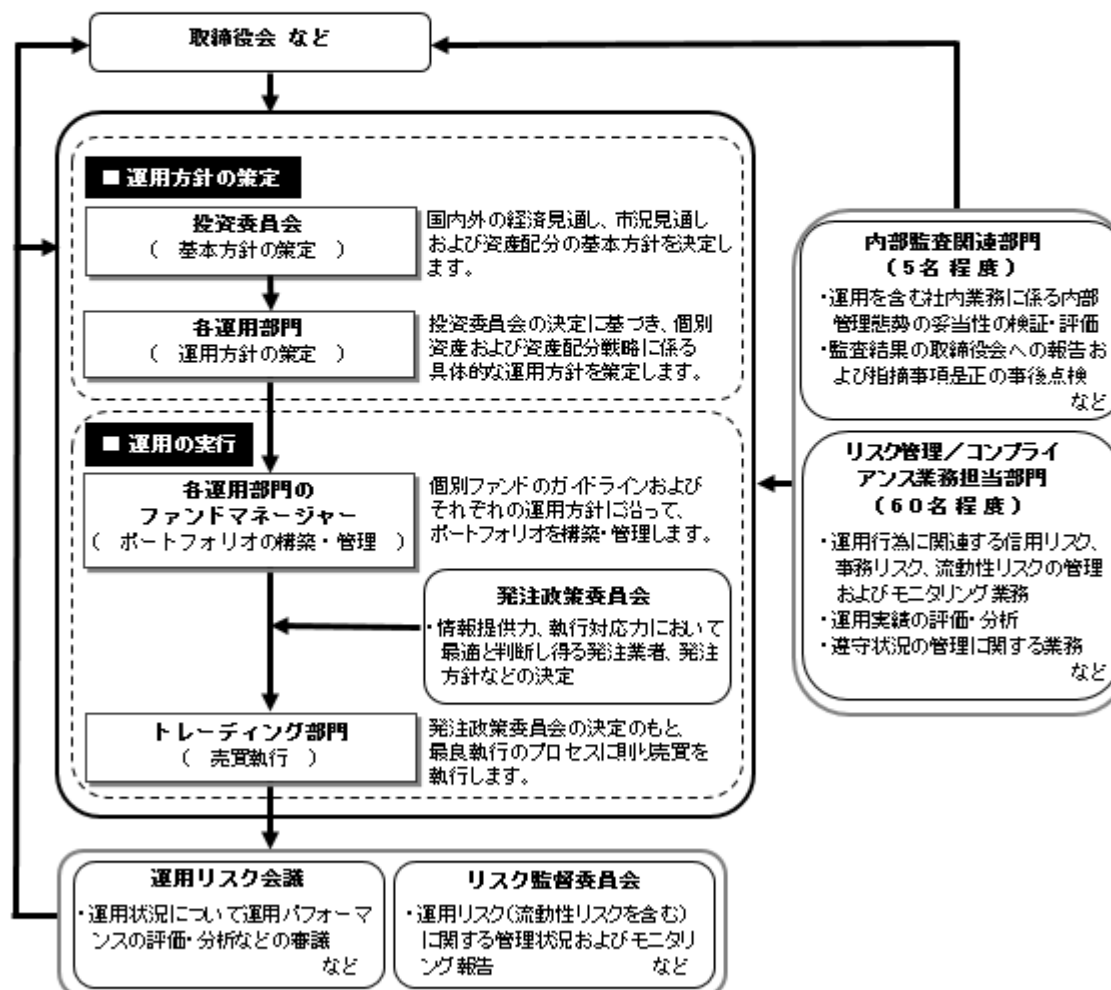
(3)【運用体制】

<委託会社における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



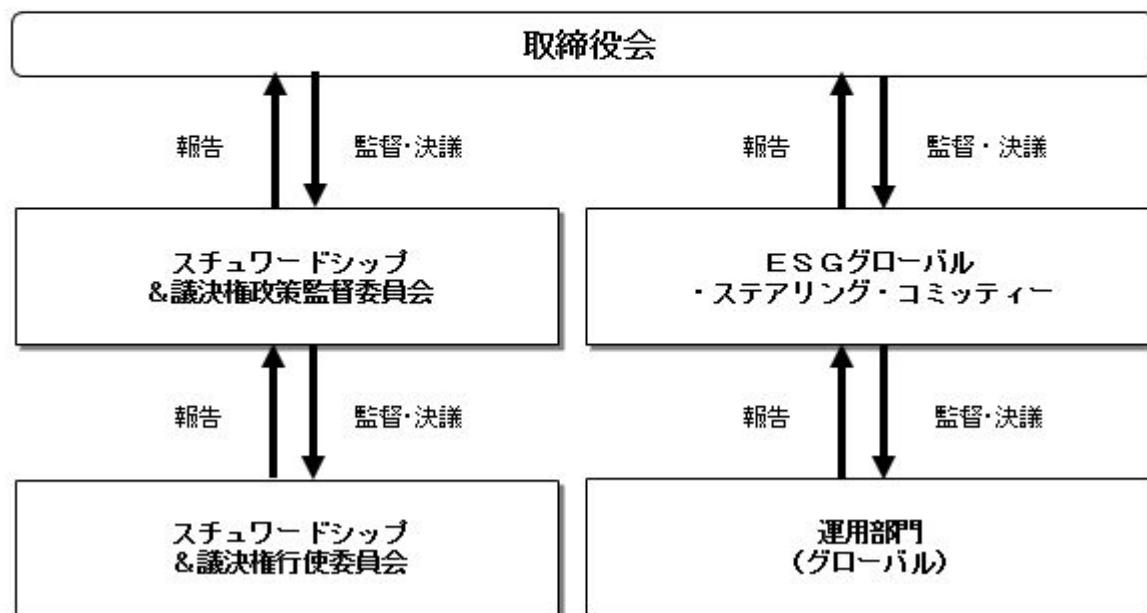
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2026年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができる。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2) 毎計算期末に信託財産から生じたイ) に掲げる利益の合計額は、ロ) に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
 - イ) 有価証券売買益（評価益を含む）、追加信託差益金、解約差益金
 - ロ) 有価証券売買損（評価損を含む）、追加信託差損金、解約差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引および有価証券の空売りは行ないません。また、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限りします。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する上場投資信託証券の貸付の指図をすることができます。上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 6) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
 - ハ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- 8) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑥ 有価証券の貸付などにおけるリスク

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスと基準価額の主なカイ離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの採用銘柄の変更や構成比率の変更などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇ 金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

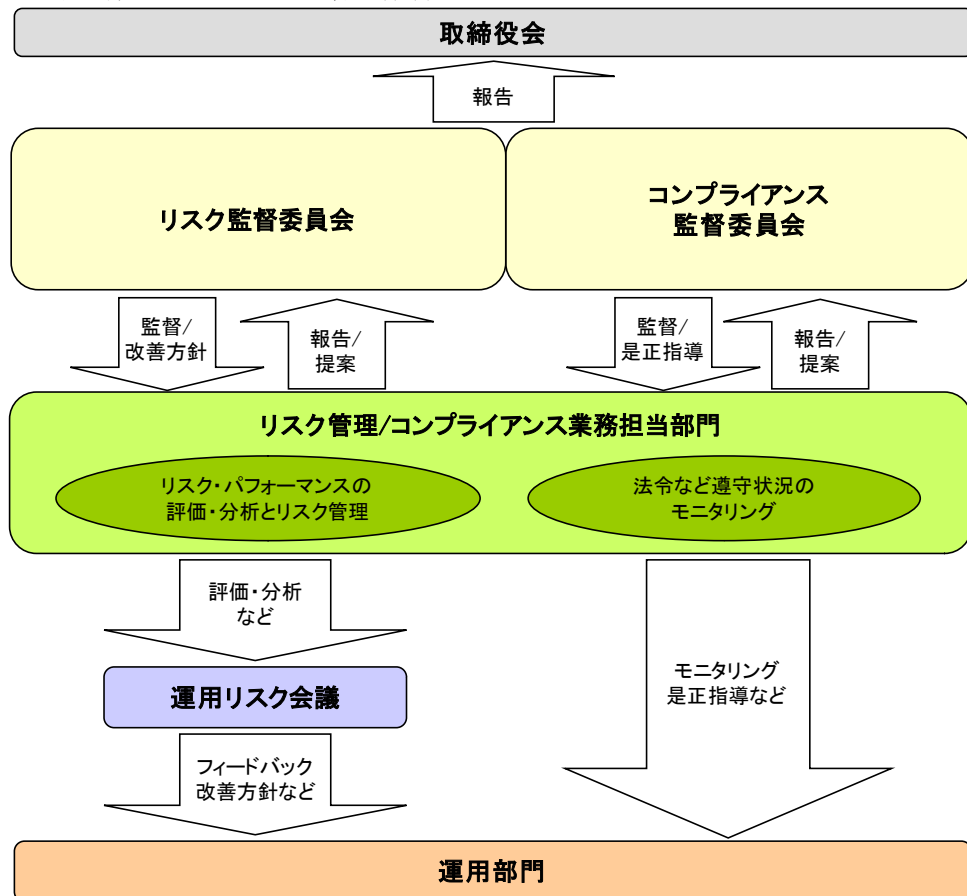
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<委託会社におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

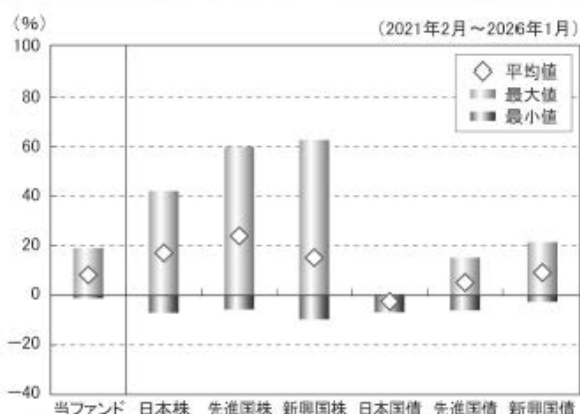
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2026年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスとの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (％))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.2%	17.1%	23.9%	15.2%	-2.5%	5.1%	9.1%
最大値	19.1%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-1.3%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…… TOPIX（東証株価指数）配当込み

先進国株…… MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）

新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債…… NOMURA-BPI国債

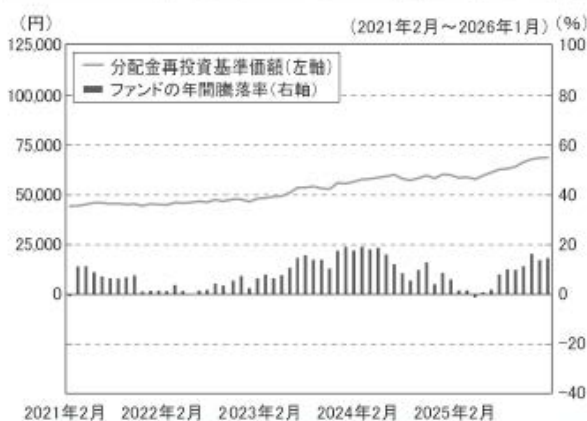
先進国債…… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債…… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーム・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益者が解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.385%（税抜0.35%）以内
投資対象とする投資信託証券	0.11%（税抜0.1%）程度*
実質的負担	0.495%（税抜0.45%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.385%（税抜0.35%）以内の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.11%（税抜0.1%）程度*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.495%（税抜0.45%）程度となります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.35%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.35%	0.31%	0.04%

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1% を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。) なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額にかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。

(以下「見積方式」といいます。) ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1% を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ 運用報告書および決算短信など開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。
- ⑩ 受益権の上場に係る費用。
- ⑪ 「ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」その他これに類する標章の使用料。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
- ③ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料に 0.55（税抜 0.5）以内（有価証券届出書提出日現在、0.55（税抜 0.5））を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は 4 : 1 とし、信託報酬と同時期に支払います。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）」

- ・運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1% を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。
- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。

※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

「マネー・アカウント・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2026 年 4 月 10 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2025年7月11日～2026年1月10日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.73%	0.38%	0.35%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

5【運用状況】

【上場インデックスファンド新興国債券】

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	20,496,178,897	99.96
親投資信託受益証券	日本	10,052	0.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	8,156,994	0.04
合計（純資産総額）		20,504,345,943	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）	19,060,893,609	1.08	20,586,845,923	1.0753	20,496,178,897	99.96
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	9,981	1.0068	10,048	1.0072	10,052	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.96
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.96

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第9 特定期間末（2016年 7月10日）	6,428	6,497	47,975	48,488	48,000
第10 特定期間末（2017年 1月10日）	7,882	7,961	51,185	51,700	51,100
第11 特定期間末（2017年 7月10日）	9,728	9,820	52,870	53,372	53,000
第12 特定期間末（2018年 1月10日）	12,674	12,792	53,706	54,207	53,800
第13 特定期間末（2018年 7月10日）	15,248	15,402	48,256	48,742	48,450
第14 特定期間末（2019年 1月10日）	16,871	17,037	46,350	46,807	46,450
第15 特定期間末（2019年 7月10日）	19,586	19,762	47,561	47,987	47,600
第16 特定期間末（2020年 1月10日）	20,176	20,352	48,225	48,645	48,150
第17 特定期間末（2020年 7月10日）	19,057	19,220	43,986	44,363	43,700
第18 特定期間末（2021年 1月10日）	19,520	19,683	44,787	45,159	44,750
第19 特定期間末（2021年 7月10日）	19,479	19,646	44,149	44,527	44,450
第20 特定期間末（2022年 1月10日）	19,294	19,456	43,240	43,602	43,160
第21 特定期間末（2022年 7月10日）	17,747	17,896	42,830	43,189	42,610
第22 特定期間末（2023年 1月10日）	17,300	17,441	43,067	43,417	42,800
第23 特定期間末（2023年 7月10日）	18,415	18,561	46,665	47,034	46,390
第24 特定期間末（2024年 1月10日）	19,054	19,212	48,175	48,573	48,030
第25 特定期間末（2024年 7月10日）	20,548	20,712	51,691	52,102	51,510
第26 特定期間末（2025年 1月10日）	19,292	19,452	49,648	50,060	49,640
第27 特定期間末（2025年 7月10日）	17,588	17,736	49,648	50,067	49,680
第28 特定期間末（2026年 1月10日）	20,274	20,452	54,029	54,503	54,380
2025年 1月末日	18,572	—	49,360	—	49,500
2月末日	17,848	—	48,204	—	48,720
3月末日	17,099	—	47,996	—	47,860
4月末日	16,822	—	47,219	—	47,520
5月末日	17,013	—	48,297	—	48,020
6月末日	17,545	—	49,528	—	49,450
7月末日	17,840	—	50,360	—	50,240
8月末日	18,006	—	50,542	—	50,640
9月末日	18,289	—	51,050	—	50,990
10月末日	18,948	—	52,890	—	52,940
11月末日	19,652	—	53,510	—	53,710
12月末日	20,213	—	54,154	—	54,140

2026 年 1 月末日	20,504	—	53,780	—	53,910
--------------	--------	---	--------	---	--------

(注) 特定期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 9 特定期間	2016 年 1 月 11 日～2016 年 7 月 10 日	1,552.0000
第 10 特定期間	2016 年 7 月 11 日～2017 年 1 月 10 日	1,529.0000
第 11 特定期間	2017 年 1 月 11 日～2017 年 7 月 10 日	1,524.0000
第 12 特定期間	2017 年 7 月 11 日～2018 年 1 月 10 日	1,500.0000
第 13 特定期間	2018 年 1 月 11 日～2018 年 7 月 10 日	1,463.0000
第 14 特定期間	2018 年 7 月 11 日～2019 年 1 月 10 日	1,391.0000
第 15 特定期間	2019 年 1 月 11 日～2019 年 7 月 10 日	1,356.0000
第 16 特定期間	2019 年 7 月 11 日～2020 年 1 月 10 日	1,251.0000
第 17 特定期間	2020 年 1 月 11 日～2020 年 7 月 10 日	1,165.0000
第 18 特定期間	2020 年 7 月 11 日～2021 年 1 月 10 日	1,104.0000
第 19 特定期間	2021 年 1 月 11 日～2021 年 7 月 10 日	1,126.0000
第 20 特定期間	2021 年 7 月 11 日～2022 年 1 月 10 日	1,098.0000
第 21 特定期間	2022 年 1 月 11 日～2022 年 7 月 10 日	1,072.0000
第 22 特定期間	2022 年 7 月 11 日～2023 年 1 月 10 日	1,087.0000
第 23 特定期間	2023 年 1 月 11 日～2023 年 7 月 10 日	1,071.0000
第 24 特定期間	2023 年 7 月 11 日～2024 年 1 月 10 日	1,167.0000
第 25 特定期間	2024 年 1 月 11 日～2024 年 7 月 10 日	1,202.0000
第 26 特定期間	2024 年 7 月 11 日～2025 年 1 月 10 日	1,204.0000
第 27 特定期間	2025 年 1 月 11 日～2025 年 7 月 10 日	1,224.0000
第 28 特定期間	2025 年 7 月 11 日～2026 年 1 月 10 日	1,318.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 9 特定期間	2016 年 1 月 11 日～2016 年 7 月 10 日	△3.94
第 10 特定期間	2016 年 7 月 11 日～2017 年 1 月 10 日	9.88
第 11 特定期間	2017 年 1 月 11 日～2017 年 7 月 10 日	6.27
第 12 特定期間	2017 年 7 月 11 日～2018 年 1 月 10 日	4.42
第 13 特定期間	2018 年 1 月 11 日～2018 年 7 月 10 日	△7.42
第 14 特定期間	2018 年 7 月 11 日～2019 年 1 月 10 日	△1.07
第 15 特定期間	2019 年 1 月 11 日～2019 年 7 月 10 日	5.54
第 16 特定期間	2019 年 7 月 11 日～2020 年 1 月 10 日	4.03
第 17 特定期間	2020 年 1 月 11 日～2020 年 7 月 10 日	△6.37
第 18 特定期間	2020 年 7 月 11 日～2021 年 1 月 10 日	4.33
第 19 特定期間	2021 年 1 月 11 日～2021 年 7 月 10 日	1.09

第 20 特定期間	2021 年 7 月 11 日～2022 年 1 月 10 日	0.43
第 21 特定期間	2022 年 1 月 11 日～2022 年 7 月 10 日	1.53
第 22 特定期間	2022 年 7 月 11 日～2023 年 1 月 10 日	3.09
第 23 特定期間	2023 年 1 月 11 日～2023 年 7 月 10 日	10.84
第 24 特定期間	2023 年 7 月 11 日～2024 年 1 月 10 日	5.74
第 25 特定期間	2024 年 1 月 11 日～2024 年 7 月 10 日	9.79
第 26 特定期間	2024 年 7 月 11 日～2025 年 1 月 10 日	△1.62
第 27 特定期間	2025 年 1 月 11 日～2025 年 7 月 10 日	2.47
第 28 特定期間	2025 年 7 月 11 日～2026 年 1 月 10 日	11.48

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 9 特定期間	2016 年 1 月 11 日～2016 年 7 月 10 日	28,000	0
第 10 特定期間	2016 年 7 月 11 日～2017 年 1 月 10 日	22,000	2,000
第 11 特定期間	2017 年 1 月 11 日～2017 年 7 月 10 日	30,000	0
第 12 特定期間	2017 年 7 月 11 日～2018 年 1 月 10 日	54,000	2,000
第 13 特定期間	2018 年 1 月 11 日～2018 年 7 月 10 日	80,000	0
第 14 特定期間	2018 年 7 月 11 日～2019 年 1 月 10 日	50,000	2,000
第 15 特定期間	2019 年 1 月 11 日～2019 年 7 月 10 日	47,829	0
第 16 特定期間	2019 年 7 月 11 日～2020 年 1 月 10 日	22,560	16,000
第 17 特定期間	2020 年 1 月 11 日～2020 年 7 月 10 日	22,881	8,000
第 18 特定期間	2020 年 7 月 11 日～2021 年 1 月 10 日	10,590	8,000
第 19 特定期間	2021 年 1 月 11 日～2021 年 7 月 10 日	16,365	11,000
第 20 特定期間	2021 年 7 月 11 日～2022 年 1 月 10 日	14,000	9,000
第 21 特定期間	2022 年 1 月 11 日～2022 年 7 月 10 日	16,341	48,200
第 22 特定期間	2022 年 7 月 11 日～2023 年 1 月 10 日	9,350	22,000
第 23 特定期間	2023 年 1 月 11 日～2023 年 7 月 10 日	2,920	10,000
第 24 特定期間	2023 年 7 月 11 日～2024 年 1 月 10 日	8,900	8,000
第 25 特定期間	2024 年 1 月 11 日～2024 年 7 月 10 日	14,000	12,000
第 26 特定期間	2024 年 7 月 11 日～2025 年 1 月 10 日	16,000	24,945
第 27 特定期間	2025 年 1 月 11 日～2025 年 7 月 10 日	14,000	48,330
第 28 特定期間	2025 年 7 月 11 日～2026 年 1 月 10 日	21,000	0

(参考)

自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	1,692,077,312	8.26
	ブラジル	1,303,485,669	6.36
	チリ	284,234,156	1.39
	コロンビア	512,280,765	2.50
	ペルー	297,968,643	1.45
	トルコ	297,480,835	1.45
	チェコ	655,523,567	3.20
	ハンガリー	284,794,908	1.39
	ポーランド	1,198,870,725	5.85
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	448,774,320	2.19
	マレーシア	1,636,811,036	7.99
	タイ	1,502,793,436	7.33
	フィリピン	657,118,686	3.21
	インドネシア	1,585,225,299	7.73
	韓国	1,971,273,109	9.62
	中国	2,022,199,688	9.87
	インド	1,925,246,586	9.39
	イスラエル	680,273,092	3.32
	南アフリカ	1,096,931,449	5.35
小計		20,053,363,281	97.84
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	442,392,537	2.16
合計（純資産総額）		20,495,755,818	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	79,097,935	0.39
	売建	—	8,853,483	△0.04

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,900,000	872.04	199,698,372	874.82	200,335,572	5.500	2027/3/4	0.98
ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	6,880,000	2,869.03	197,389,299	2,880.45	198,175,025	10.000	2027/1/1	0.97
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	21,950,000	892.07	195,811,455	893.74	196,177,914	7.500	2027/6/3	0.96
ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	8,400,000	2,054.37	172,567,837	2,090.37	175,591,297	—	2029/1/1	0.86
ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	5,850,000	2,754.26	161,124,269	2,779.13	162,579,185	10.000	2029/1/1	0.79
インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	94,000,000	172.37	162,034,976	172.20	161,873,685	7.180	2037/7/24	0.79
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	16,300,000	900.98	146,860,330	905.71	147,631,369	8.500	2029/3/1	0.72
ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	5,530,000	2,618.21	144,787,516	2,645.36	146,288,825	10.000	2031/1/1	0.71
南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,160,000	938.17	142,226,749	962.35	145,893,444	8.750	2048/2/28	0.71
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	16,150,000	862.02	139,217,551	869.18	140,373,339	7.750	2031/5/29	0.68
インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	80,000,000	170.24	136,195,039	169.52	135,621,242	6.790	2034/10/7	0.66
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,970,000	900.70	134,835,593	905.29	135,523,006	8.500	2029/5/31	0.66
南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	12,300,000	1,015.38	124,892,643	1,028.94	126,560,543	8.875	2035/2/28	0.62
インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	73,000,000	173.32	126,529,407	172.66	126,047,647	7.100	2034/4/8	0.61
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	15,890,000	768.25	122,076,018	778.26	123,667,086	7.750	2042/11/13	0.60
南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	12,300,000	967.97	119,061,510	984.85	121,137,588	8.500	2037/1/31	0.59
南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	12,000,000	998.46	119,816,193	1,003.40	120,408,750	8.250	2032/3/31	0.59
インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	71,000,000	168.59	119,701,016	167.48	118,911,398	7.300	2053/6/19	0.58
インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	68,000,000	174.62	118,742,584	174.00	118,320,748	7.260	2033/2/6	0.58
マレーシ ア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	3,000,000	3,957.66	118,729,957	3,942.25	118,267,649	4.065	2050/6/15	0.58
ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,520,000	4,661.66	117,474,009	4,686.50	118,099,981	6.000	2033/10/25	0.58
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,000,000	832.20	116,508,813	841.15	117,762,287	7.750	2034/11/23	0.57
南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,720,000	976.07	114,395,752	997.62	116,922,125	9.000	2040/1/31	0.57
ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,770,000	4,134.57	114,527,772	4,174.07	115,621,746	2.750	2029/10/25	0.56
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,800,000	769.64	113,907,925	778.96	115,286,377	8.000	2053/7/31	0.56
南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,500,000	995.02	114,427,794	1,001.27	115,146,949	8.000	2030/1/31	0.56
インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	11,500,000,000	0.98	113,639,780	0.98	113,280,060	7.375	2048/5/15	0.55
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,300,000	833.08	110,800,951	841.43	111,911,181	7.500	2033/5/26	0.55

インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	11,800,000,000	0.95	112,552,532	0.94	111,642,550	6.500	2031/2/15	0.54
ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	4,450,000	2,463.77	109,638,184	2,494.53	111,006,749	—	2027/7/1	0.54

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.84
合 計	97.84

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	メキシコペソ	買建	1,050,000.00	9,364,950	9,341,535	0.05
	チェココルナ	買建	1,149,000.00	8,670,124	8,653,808	0.04
	ハンガリーフォリント	買建	10,000,000.00	4,819,000	4,811,170	0.02
	マレーシアリングット	買建	83,190.55	3,255,412	3,244,614	0.02
	タイバーツ	買建	1,784,293.30	8,826,372	8,743,037	0.04
	韓国ウォン	買建	301,000,000.00	32,297,300	32,267,200	0.16
	イスラエルシェケル	買建	242,000.00	11,981,420	12,036,571	0.06
	米ドル	売建	57,632.21	8,826,372	8,853,483	△0.04

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

マネー・アカウント・マザーファンド

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	529,727,356	121.27
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△92,905,486	△21.27
合計（純資産総額）		436,821,870	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第460回利付国債 (2年)	270,000,000	99.89	269,724,600	99.89	269,724,600	0.300	2026/5/1	61.75
日本	国債証券	第457回利付国債 (2年)	260,000,000	100.00	260,002,756	100.00	260,002,756	0.100	2026/2/1	59.52

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	121.27
合 計	121.27

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

2026年1月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 53,780 円
純資産総額…………… 205.04 億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、1口当たり）

2025年5月	2025年7月	2025年9月	2025年11月	2026年1月	設定来累計
405 円	419 円	422 円	422 円	474 円	36,552 円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産	比率
自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）	99.96%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.00%
現金その他	0.04%

※対純資産総額比です。

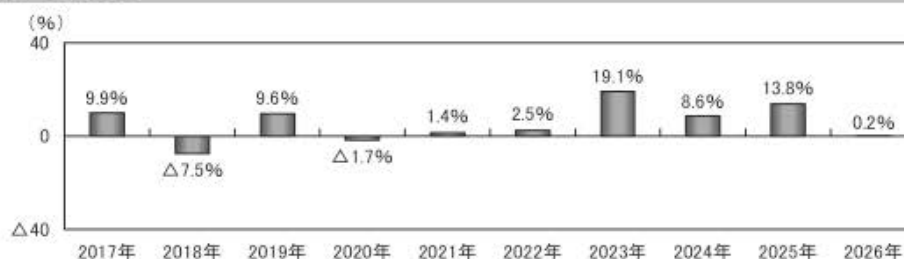
＜組入上位銘柄＞

自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）

銘柄	国・地域	種 類	クーボン	償還期限	比 率
1 MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	5.500%	2027年3月4日	0.98%
2 NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	10.000%	2027年1月1日	0.97%
3 MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	7.500%	2027年6月3日	0.96%
4 LETRA TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	—	2029年1月1日	0.86%
5 NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	10.000%	2029年1月1日	0.79%
6 INDIA GOVERNMENT BOND	インド	国債証券	7.180%	2037年7月24日	0.79%
7 MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	8.500%	2029年3月1日	0.72%
8 NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	10.000%	2031年1月1日	0.71%
9 REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	8.750%	2048年2月28日	0.71%
10 MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	7.750%	2031年5月29日	0.68%

※自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）の対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2026年は、2026年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法でお申し込みください。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

(2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3) 取扱時間

原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 1) 取得申込日がファンドの計算期間終了日（決算日）の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合）
- 2) 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合
- 3) 1) および2) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

(5) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

200口以上で販売会社が定める単位

※詳しくは、販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 1) 解約請求日がファンドの計算期間終了日（決算日）の6営業日前以降の5営業日間となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、解約請求日が当該計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間となる場合）

- 2) 解約請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合
- 3) 1) および2) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 解約手数料
受益者は解約時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- (7) 解約単位
200口以上1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

＜買取請求による換金＞

- (1) 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。
- (2) 原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 買取請求日が解約請求不可日と同日の場合は、買取請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額に相当する額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
- (5) 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- (6) 販売会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- (7) 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が買取請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の買取請求を受け付けることができる日とします。）に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

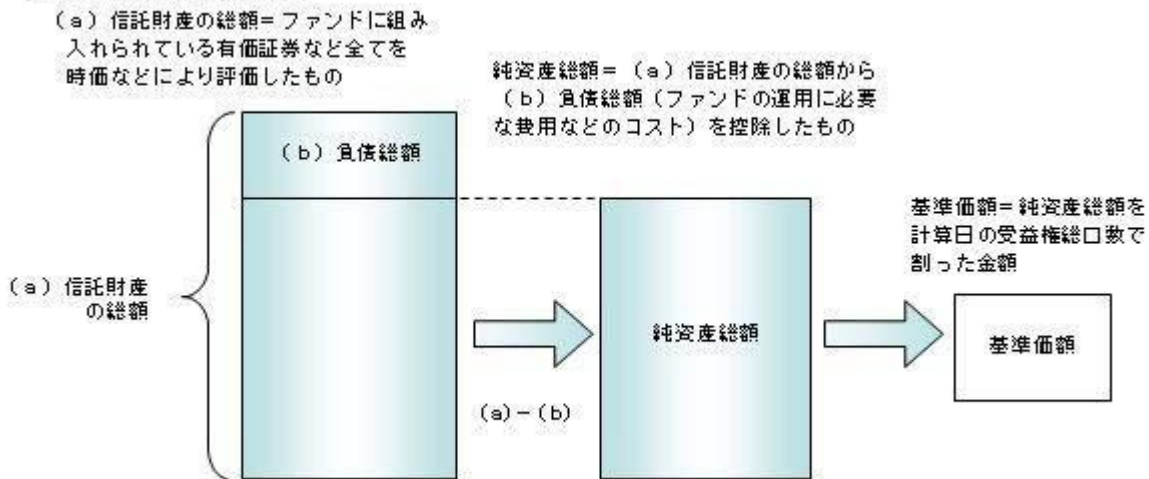
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2012年1月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年1月10日までとします。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができ

ます。

イ) 純資産総額が3億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

ロ) ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスが廃止された場合

ハ) ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の規定を満たさず、信託約款の変更が行なわれないこととなった場合

ニ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ホ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ヘ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ト) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

なお、上記イ) について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

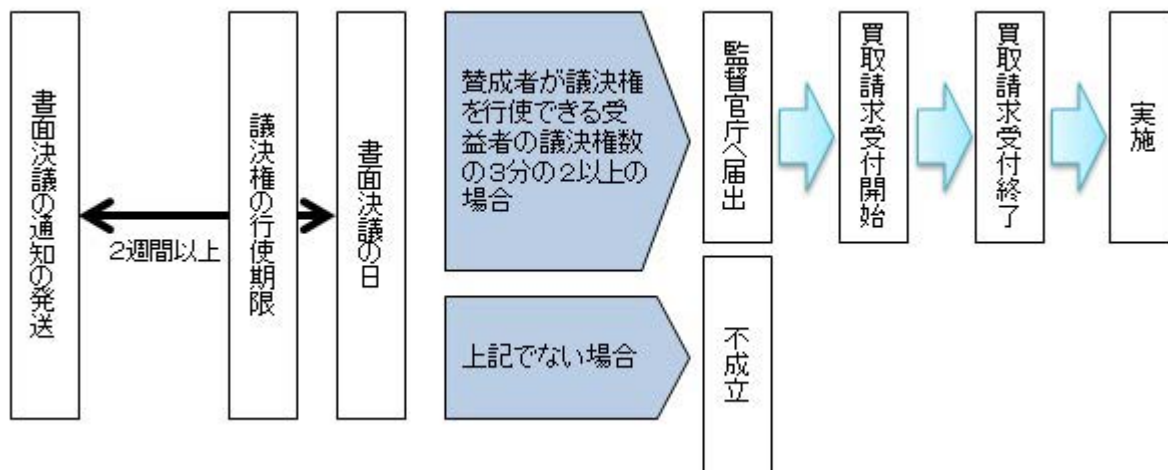
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.amova-am.com

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

- ・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(4) 受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2025 年 7 月 11 日から 2026 年 1 月 10 日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年4月1日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンド新興国債券の2025年7月11日から2026年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上場インデックスファンド新興国債券の2026年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【上場インデックスファンド新興国債券】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2025 年 7 月 10 日現在	当期 2026 年 1 月 10 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	178,004,739	218,146,125
投資信託受益証券	17,574,995,892	20,261,598,744
親投資信託受益証券	10,025	10,048
未収利息	2,375	8,832
流動資産合計	17,753,013,031	20,479,763,749
資産合計	17,753,013,031	20,479,763,749
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	148,435,359	177,873,714
未払受託者報酬	1,267,297	1,457,316
未払委託者報酬	9,821,722	11,294,347
その他未払費用	5,169,019	14,295,357
流動負債合計	164,693,397	204,920,734
負債合計	164,693,397	204,920,734
純資産の部		
元本等		
元本	17,713,050,000	18,763,050,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△124,730,366	1,511,793,015
（分配準備積立金）	866,046	839,061
元本等合計	17,588,319,634	20,274,843,015
純資産合計	17,588,319,634	20,274,843,015
負債純資産合計	17,753,013,031	20,479,763,749

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025 年 1 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日	当期 自 2025 年 7 月 11 日 至 2026 年 1 月 10 日
営業収益		
受取配当金	479,790,399	526,844,528
受取利息	314,153	229,025
有価証券売買等損益	△41,235,902	1,577,651,366
営業収益合計	438,868,650	2,104,724,919
営業費用		
受託者報酬	3,827,527	4,157,994
委託者報酬	29,663,798	32,224,914
その他費用	5,220,186	9,205,632
営業費用合計	38,711,511	45,588,540
営業利益又は営業損失 (△)	400,157,139	2,059,136,379
経常利益又は経常損失 (△)	400,157,139	2,059,136,379
当期純利益又は当期純損失 (△)	400,157,139	2,059,136,379
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	-	-
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△136,840,171	△124,730,366
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,672,130	58,899,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,672,130	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	58,899,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,094,000	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,094,000	-
分配金	441,625,464	481,511,998
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△124,730,366	1,511,793,015

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2025 年 7 月 10 日現在	当期 2026 年 1 月 10 日現在
1.	期首元本額	19,429,550,000 円	17,713,050,000 円
	期中追加設定元本額	700,000,000 円	1,050,000,000 円
	期中一部解約元本額	2,416,500,000 円	－円
2.	受益権の総数	354,261 口	375,261 口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	124,730,366 円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025 年 1 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日		当期 自 2025 年 7 月 11 日 至 2026 年 1 月 10 日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2025 年 1 月 11 日 至 2025 年 3 月 10 日		自 2025 年 7 月 11 日 至 2025 年 9 月 10 日	
A	当期配当等収益額 161,997,359 円	A	当期配当等収益額 163,915,464 円
B	親ファンドの配当等収益額 0 円	B	親ファンドの配当等収益額 0 円
C	分配準備積立金 1,098,469 円	C	分配準備積立金 866,046 円
D	配当等収益額合計 (A+B+C) 163,095,828 円	D	配当等収益額合計 (A+B+C) 164,781,510 円
E	経費 13,269,820 円	E	経費 13,531,443 円
F	収益分配可能額 (D-E) 149,826,008 円	F	収益分配可能額 (D-E) 151,250,067 円
G	収益分配金額 148,904,400 円	G	収益分配金額 150,342,142 円
H	次期繰越金 (分配準備積立金) (F-G) 921,608 円	H	次期繰越金 (分配準備積立金) (F-G) 907,925 円
I	口数 372,261 口	I	口数 356,261 口
J	分配金額 (1 口当たり) 400 円	J	分配金額 (1 口当たり) 422 円
自 2025 年 3 月 11 日 至 2025 年 5 月 10 日		自 2025 年 9 月 11 日 至 2025 年 11 月 10 日	
A	当期配当等収益額 156,861,134 円	A	当期配当等収益額 167,138,220 円
B	親ファンドの配当等収益額 0 円	B	親ファンドの配当等収益額 0 円
C	分配準備積立金 921,608 円	C	分配準備積立金 907,925 円
D	配当等収益額合計 (A+B+C) 157,782,742 円	D	配当等収益額合計 (A+B+C) 168,046,145 円
E	経費 12,624,265 円	E	経費 13,783,127 円
F	収益分配可能額 (D-E) 145,158,477 円	F	収益分配可能額 (D-E) 154,263,018 円
G	収益分配金額 144,285,705 円	G	収益分配金額 153,296,142 円
H	次期繰越金 (分配準備積立金) (F-G) 872,772 円	H	次期繰越金 (分配準備積立金) (F-G) 966,876 円
I	口数 356,261 口	I	口数 363,261 口
J	分配金額 (1 口当たり) 405 円	J	分配金額 (1 口当たり) 422 円
自 2025 年 5 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日		自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 1 月 10 日	
A	当期配当等収益額 161,246,059 円	A	当期配当等収益額 196,019,869 円
B	親ファンドの配当等収益額 0 円	B	親ファンドの配当等収益額 0 円
C	分配準備積立金 872,772 円	C	分配準備積立金 966,876 円
D	配当等収益額合計 (A+B+C) 162,118,831 円	D	配当等収益額合計 (A+B+C) 196,986,745 円
E	経費 12,817,426 円	E	経費 18,273,970 円

F 収益分配可能額 (D-E)	149,301,405 円	F 収益分配可能額 (D-E)	178,712,775 円
G 収益分配金額	148,435,359 円	G 収益分配金額	177,873,714 円
H 次期繰越金 (分配準備積立金) (F-G)	866,046 円	H 次期繰越金 (分配準備積立金) (F-G)	839,061 円
I 口数	354,261 口	I 口数	375,261 口
J 分配金額 (1 口当たり)	419 円	J 分配金額 (1 口当たり)	474 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2025 年 1 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日	当期 自 2025 年 7 月 11 日 至 2026 年 1 月 10 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025 年 7 月 10 日現在	当期 2026 年 1 月 10 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2025 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

投資信託受益証券	543,746,777
親投資信託受益証券	8
合計	543,746,785

当期（2026年1月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	619,318,590
親投資信託受益証券	8
合計	619,318,598

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 2025年7月10日現在	当期 2026年1月10日現在
1口当たり純資産額 49,648円	1口当たり純資産額 54,029円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド （適格機関投資家向け）	18,760,739,578	20,261,598,744	
投資信託受益証券 合計		18,760,739,578	20,261,598,744	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	9,981	10,048	
親投資信託受益証券 合計		9,981	10,048	
合計		18,760,749,559	20,261,608,792	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・アカウント・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）

貸借対照表

(単位：円)

	2025 年 7 月 10 日現在	2026 年 1 月 10 日現在
資産の部		
流動資産		
預金	52,717,557	99,417,271
コール・ローン	17,488,772	21,153,298
国債証券	17,254,803,455	19,861,721,247
未収利息	234,459,594	265,564,290
前払費用	16,091,555	18,213,506
その他未収収益	563,434	1,482,629
流動資産合計	17,576,124,367	20,267,552,241
資産合計	17,576,124,367	20,267,552,241
負債の部		
流動負債		
未払金	-	5,927,009
未払受託者報酬	47,720	54,810
未払委託者報酬	111,352	127,890
その他未払費用	289,624	9,000
流動負債合計	448,696	6,118,709
負債合計	448,696	6,118,709
純資産の部		
元本等		
元本	17,709,588,767	18,760,739,578
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△133,913,096	1,500,693,954
（分配準備積立金）	526,152,724	1,605,947,789
元本等合計	17,575,675,671	20,261,433,532
純資産合計	17,575,675,671	20,261,433,532
負債純資産合計	17,576,124,367	20,267,552,241

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2025 年 7 月 10 日現在	2026 年 1 月 10 日現在
1. 期首	2025 年 1 月 11 日	2025 年 7 月 11 日
期首元本額	19,426,900,730 円	17,709,588,767 円
期首からの追加設定元本額	700,251,567 円	1,051,150,811 円
期首からの一部解約元本額	2,417,563,530 円	－円
2. 受益権の総数	17,709,588,767 口	18,760,739,578 口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	133,913,096 円	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2025 年 1 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日	自 2025 年 7 月 11 日 至 2026 年 1 月 10 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一	同左

	元化を図っております。	
--	-------------	--

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	2025 年 7 月 10 日現在	2026 年 1 月 10 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△11,246,895
合計	△11,246,895

(2026 年 1 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	8,046,719
合計	8,046,719

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025 年 7 月 10 日現在	2026 年 1 月 10 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9924 円 (9,924 円)
	1.0800 円 (10,800 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
メキシコ ペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT-5.5%-27/03/04	22,900,000.00	22,456,312.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-27/06/03	21,950,000.00	22,004,875.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-28/03/02	7,600,000.00	7,714,000.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-29/03/01	16,300,000.00	16,513,937.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-29/05/31	14,970,000.00	15,161,803.12	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-30/02/28	7,800,000.00	7,868,250.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-31/05/29	16,150,000.00	15,690,734.37	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-33/05/26	13,300,000.00	12,510,312.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-34/11/23	12,900,000.00	12,130,031.25	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-36/02/21	5,600,000.00	5,262,250.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%-36/11/20	4,680,000.00	5,050,012.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-38/11/18	8,000,000.00	7,642,500.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-42/11/13	15,890,000.00	13,814,368.75	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-47/11/07	11,230,000.00	9,885,909.37	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-53/07/31	14,800,000.00	12,913,000.00	
メキシコペソ小計			194,070,000.00	186,618,296.86 (1,630,166,808)	
ブラジル リアル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL-0.0%-27/07/01	4,450,000.00	3,711,103.53	
		LETRA TESOURO NACIONAL-0.0%-27/10/01	900,000.00	728,334.00	
		LETRA TESOURO NACIONAL-0.0%-28/01/01	3,790,000.00	2,980,183.44	
		LETRA TESOURO NACIONAL-0.0%-28/07/01	950,000.00	703,442.08	
		LETRA TESOURO NACIONAL-0.0%-29/01/01	8,400,000.00	5,843,379.17	
		LETRA TESOURO NACIONAL-0.0%-29/07/01	1,400,000.00	913,252.64	
		LETRA TESOURO NACIONAL-0.0%-30/01/01	4,900,000.00	2,996,784.14	
		LETRA TESOURO NACIONAL-0.0%-32/01/01	5,700,000.00	2,673,097.19	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL-10.0%-27/01/01	6,880,000.00	6,674,824.84	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL-10.0%-29/01/01	5,850,000.00	5,450,620.50	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL-10.0%-31/01/01	5,530,000.00	4,895,855.48	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL-10.0%-33/01/01	2,620,000.00	2,223,155.96	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL-10.0%-35/01/01	3,760,000.00	3,099,880.56	
ブラジルリアル小計			55,130,000.00	42,893,913.53 (1,249,499,701)	

チリペソ	国債証券	BONOS TESORERIA PESOS-5.0%-28/10/01	100,000,000.00	101,562,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS-4.7%-30/09/01	330,000,000.00	326,081,250.00	
		BONOS TESORERIA PESOS-6.0%-33/04/01	300,000,000.00	313,500,000.00	
		BONOS TESORERIA PESOS-7.0%-34/05/01	210,000,000.00	234,281,250.00	
		BONOS TESORERIA PESOS-5.0%-35/03/01	220,000,000.00	216,218,750.00	
		BONOS TESORERIA PESOS-6.0%-43/01/01	370,000,000.00	397,403,125.00	
チリペソ小計			1,530,000,000.00	1,589,046,875.00	
				(278,089,559)	
コロンビアペソ	国債証券	TITULOS DE TESORERIA-5.75%-27/11/03	550,000,000.00	499,125,000.00	
		TITULOS DE TESORERIA-11.0%-29/08/22	800,000,000.00	763,000,000.00	
		TITULOS DE TESORERIA-7.0%-31/03/26	1,690,000,000.00	1,326,650,000.00	
		TITULOS DE TESORERIA-6.25%-36/07/09	900,000,000.00	577,968,750.00	
		TITULOS DE TESORERIA-9.25%-42/05/28	3,090,000,000.00	2,384,128,125.00	
		TITULOS DE TESORERIA-11.5%-46/07/25	420,000,000.00	378,000,000.00	
		TITULOS DE TESORERIA-7.25%-50/10/26	1,750,000,000.00	1,051,093,750.00	
		TITULOS DE TESORERIA B-6.0%-28/04/28	1,530,000,000.00	1,350,703,125.00	
		TITULOS DE TESORERIA B-7.75%-30/09/18	1,230,000,000.00	1,017,440,625.00	
		TITULOS DE TESORERIA B-7.0%-32/06/30	2,100,000,000.00	1,573,031,250.00	
		TITULOS DE TESORERIA B-7.25%-34/10/18	1,580,000,000.00	1,131,675,000.00	
コロンビアペソ小計			15,640,000,000.00	12,052,815,625.00	
				(507,628,435)	
ペルーヌエボソル	国債証券	BONOS DE TESORERIA-6.35%-28/08/12	470,000.00	495,115.62	
		BONOS DE TESORERIA-5.94%-29/02/12	420,000.00	440,475.00	
		BONOS DE TESORERIA-6.15%-32/08/12	700,000.00	755,125.00	
		BONOS DE TESORERIA-7.3%-33/08/12	700,000.00	795,375.00	
		BONOS DE TESORERIA-5.4%-34/08/12	890,000.00	883,603.12	
		BONOS DE TESORERIA-7.6%-39/08/12	350,000.00	380,734.37	
		BONOS DE TESORERIA-6.85%-42/02/12	640,000.00	675,887.36	
		BONOS DE TESORERIA-6.714%-55/02/12	320,000.00	340,222.72	
		PERU BONO SOBERANO-6.95%-31/08/12	760,000.00	845,262.50	
		PERU BONO SOBERANO-6.9%-37/08/12	780,000.00	815,587.50	
		ペルーヌエボソル小計			6,030,000.00
				(300,042,692)	
トルコリラ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND-11.0%-27/02/24	6,100,000.00	4,860,937.50	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-20.2%-27/06/09	6,800,000.00	5,822,826.40	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-10.5%-27/08/11	7,750,000.00	5,642,968.75	

		TURKEY GOVERNMENT BOND-10.28%-27/09/15	10,000,000.00	7,196,290.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-9.1%-28/02/16	3,000,000.00	1,981,407.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-12.4%-28/03/08	8,520,000.00	5,977,312.50	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-17.3%-28/07/19	13,100,000.00	10,087,000.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-11.7%-30/11/13	5,200,000.00	2,873,000.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-21.5%-32/04/28	3,000,000.00	2,398,869.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-10.4%-32/10/13	8,000,000.00	3,892,096.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND-17.8%-33/07/13	3,000,000.00	2,096,250.00	
		TURKIYE GOVERNMENT BOND-32.6%-27/02/10	2,800,000.00	2,772,044.80	
		TURKIYE GOVERNMENT BOND-31.08%-28/11/08	9,300,000.00	9,210,720.00	
		TURKIYE GOVERNMENT BOND-30.0%-29/09/12	9,200,000.00	9,013,125.00	
		TURKIYE GOVERNMENT BOND-26.2%-33/10/05	8,000,000.00	7,662,500.00	
トルコリラ小計			103,770,000.00	81,487,346.95 (297,363,626)	
チェコ コロナ	国債証券	CZECH REPUBLIC-0.25%-27/02/10	5,200,000.00	5,029,856.00	
		CZECH REPUBLIC-2.5%-28/08/25	5,220,000.00	5,082,087.60	
		CZECH REPUBLIC-5.5%-28/12/12	4,700,000.00	4,942,343.75	
		CZECH REPUBLIC-2.75%-29/07/23	6,100,000.00	5,909,588.50	
		CZECH REPUBLIC-0.05%-29/11/29	4,000,000.00	3,474,380.00	
		CZECH REPUBLIC-0.95%-30/05/15	5,300,000.00	4,705,419.50	
		CZECH REPUBLIC-5.0%-30/09/30	5,800,000.00	6,086,375.00	
		CZECH REPUBLIC-1.2%-31/03/13	6,100,000.00	5,340,611.00	
		CZECH REPUBLIC-1.75%-32/06/23	8,700,000.00	7,571,718.75	
		CZECH REPUBLIC-4.5%-32/11/11	5,700,000.00	5,817,562.50	
		CZECH REPUBLIC-3.0%-33/03/03	720,000.00	667,548.00	
		CZECH REPUBLIC-2.0%-33/10/13	5,900,000.00	5,030,517.00	
		CZECH REPUBLIC-4.9%-34/04/14	6,500,000.00	6,765,200.00	
		CZECH REPUBLIC-3.5%-35/05/30	7,200,000.00	6,741,000.00	
		CZECH REPUBLIC-3.6%-36/06/03	2,200,000.00	2,042,931.00	
		CZECH REPUBLIC-4.2%-36/12/04	6,000,000.00	5,866,875.00	
		CZECH REPUBLIC-1.5%-40/04/24	3,600,000.00	2,433,375.00	
		CZECH REPUBLIC-4.85%-57/11/26	1,190,000.00	1,134,967.26	
		チェココロナ小計			90,130,000.00
ハンガリ	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT BOND-3.0%-27/10/27	64,000,000.00	60,756,768.00	

ーフオリ ント		HUNGARY GOVERNMENT BOND-4. 5%-28/03/23	53,000,000.00	51,266,317.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-6. 75%-28/10/22	67,600,000.00	68,575,130.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-2. 0%-29/05/23	74,000,000.00	64,889,453.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-3. 0%-30/08/21	82,000,000.00	71,647,500.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-3. 25%-31/10/22	74,000,000.00	63,293,125.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-4. 75%-32/11/24	51,000,000.00	46,288,339.50	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-2. 25%-33/04/20	55,000,000.00	41,748,437.50	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-2. 25%-34/06/22	31,000,000.00	22,435,134.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-7. 0%-35/10/24	48,000,000.00	48,991,920.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-3. 0%-38/10/27	25,000,000.00	16,796,125.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND-3. 0%-41/04/25	21,000,000.00	13,105,942.50	
ハンガリーフォリント小計			645,600,000.00	569,794,191.50	
				(270,918,904)	
ポーラン ドズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND-3. 75%-27/05/25	1,490,000.00	1,494,097.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND-2. 5%-27/07/25	1,840,000.00	1,810,992.40	
		POLAND GOVERNMENT BOND-2. 75%-28/04/25	1,700,000.00	1,663,875.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-7. 5%-28/07/25	1,820,000.00	1,977,543.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5. 75%-29/04/25	1,950,000.00	2,050,120.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND-4. 75%-29/07/25	2,480,000.00	2,528,050.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-2. 75%-29/10/25	2,770,000.00	2,632,365.62	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5. 0%-30/01/25	1,150,000.00	1,180,187.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND-4. 5%-30/07/25	2,410,000.00	2,420,543.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND-1. 25%-30/10/25	1,850,000.00	1,603,718.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND-4. 5%-31/01/25	210,000.00	209,803.12	
		POLAND GOVERNMENT BOND-1. 75%-32/04/25	2,410,000.00	2,035,696.87	
		POLAND GOVERNMENT BOND-6. 0%-33/10/25	2,520,000.00	2,701,213.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5. 0%-34/10/25	2,120,000.00	2,118,092.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5. 0%-35/10/25	400,000.00	396,250.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-4. 0%-47/04/25	300,000.00	256,614.00	
ポーランドズロチ小計			27,420,000.00	27,079,164.26	
				(1,176,833,399)	
ロシア ーブル	国債証券	※RUSSIA GOVT BOND - OFZ-0. 0%-26/02/16	10,700,000.00	—	
ロシアーブル小計			10,700,000.00	—	
				(—)	
ルーマニ	国債証券	ROMANIA GOVERNMENT BOND-7. 2%-27/05/31	680,000.00	688,571.40	

アレイ		ROMANIA GOVERNMENT BOND-5.8%-27/07/26	1,160,000.00	1,153,225.60	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-4.15%-28/01/26	1,020,000.00	979,518.75	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-5.0%-29/02/12	750,000.00	720,937.50	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-6.3%-29/04/25	300,000.00	298,500.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-4.85%-29/07/25	1,360,000.00	1,291,150.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-6.85%-30/07/29	150,000.00	151,871.25	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-4.15%-30/10/24	1,050,000.00	950,578.12	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-7.35%-31/04/28	160,000.00	165,550.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-3.65%-31/09/24	550,000.00	477,125.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-6.7%-32/02/25	990,000.00	994,148.10	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-8.25%-32/09/29	1,000,000.00	1,086,115.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-7.2%-33/10/30	740,000.00	766,362.50	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-7.1%-34/07/31	500,000.00	515,012.50	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-4.75%-34/10/11	1,290,000.00	1,133,265.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND-4.25%-36/04/28	770,000.00	637,175.00	
ルーマニアレイ小計			12,470,000.00	12,009,105.72 (432,122,450)	
マレーシア アリンギ ット	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT-3.519%-28/04/20	550,000.00	556,600.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.504%-29/04/30	1,820,000.00	1,897,131.60	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.885%-29/08/15	1,650,000.00	1,689,765.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-2.632%-31/04/15	2,210,000.00	2,135,081.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.582%-32/07/15	1,390,000.00	1,405,985.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.642%-33/11/07	1,530,000.00	1,649,952.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.828%-34/07/05	1,290,000.00	1,320,960.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.254%-35/05/31	1,090,000.00	1,155,182.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.762%-37/04/07	1,230,000.00	1,353,492.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.054%-39/04/18	650,000.00	670,995.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.757%-40/05/22	1,590,000.00	1,583,799.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.696%-42/10/15	1,540,000.00	1,703,086.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.935%-43/09/30	2,300,000.00	2,613,220.90	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.921%-48/07/06	1,350,000.00	1,547,910.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.065%-50/06/15	3,000,000.00	3,044,400.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.457%-53/03/31	1,100,000.00	1,186,900.00	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE-3.422%-27/09/30	1,720,000.00	1,732,074.40	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE-3.599%-28/07/31	1,300,000.00	1,315,340.00	

		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE-4.119%-34/11/30	1,370,000.00	1,435,760.00	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE-3.447%-36/07/15	970,000.00	960,203.00	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE-4.755%-37/08/04	1,030,000.00	1,138,035.67	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE-4.662%-38/03/31	1,020,000.00	1,117,104.00	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE-4.467%-39/09/15	1,400,000.00	1,506,400.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.733%-28/06/15	1,360,000.00	1,381,352.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-5.248%-28/09/15	1,470,000.00	1,552,046.58	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.498%-30/04/15	1,650,000.00	1,732,222.80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.127%-32/04/15	860,000.00	896,282.54	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.844%-33/04/15	1,200,000.00	1,230,069.60	
マレーシアリングット小計			39,640,000.00	41,511,350.09 (1,602,749,075)	
タイバーツ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND-2.25%-27/03/17	9,000,000.00	9,118,350.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-1.0%-27/06/17	11,600,000.00	11,579,990.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-2.4%-27/11/17	9,500,000.00	9,716,600.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.58%-27/12/17	3,400,000.00	3,556,903.20	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-5.67%-28/03/13	2,500,000.00	2,737,530.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-2.65%-28/06/17	13,800,000.00	14,281,620.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-2.875%-28/12/17	9,800,000.00	10,270,645.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-2.4%-29/03/17	7,200,000.00	7,466,940.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-4.875%-29/06/22	15,000,000.00	16,842,375.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-1.6%-29/12/17	8,800,000.00	8,913,520.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.65%-31/06/20	9,200,000.00	10,298,710.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-2.0%-31/12/17	15,300,000.00	15,810,637.50	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.775%-32/06/25	11,600,000.00	13,236,760.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.35%-33/06/17	7,700,000.00	8,656,340.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-1.6%-35/06/17	5,700,000.00	5,639,010.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-1.585%-35/12/17	11,500,000.00	11,325,775.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.4%-36/06/17	7,300,000.00	8,423,470.00	

		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.39%-37/06/17	10,600,000.00	12,222,065.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-4.26%-37/12/12	7,900,000.00	9,592,527.60	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.3%-38/06/17	10,600,000.00	12,095,130.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-2.7%-40/06/17	2,200,000.00	2,365,495.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.8%-41/06/14	6,600,000.00	7,933,767.60	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-2.0%-42/06/17	9,000,000.00	8,657,325.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.45%-43/06/17	11,900,000.00	13,674,885.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-4.675%-44/06/29	6,200,000.00	8,323,729.40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-2.875%-46/06/17	10,700,000.00	11,415,562.50	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-1.875%-49/06/17	7,500,000.00	6,737,880.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-4.0%-55/06/17	4,700,000.00	6,104,811.20	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-4.85%-61/06/17	10,954,000.00	16,848,785.56	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-4.0%-66/06/17	12,700,000.00	17,605,133.70	
		THAILAND GOVERNMENT BOND-3.6%-67/06/17	5,600,000.00	7,060,844.00	
タイバーツ小計			276,054,000.00	308,513,117.26 (1,539,480,455)	
フィリピン ンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOVERNMENT-4.75%-27/05/04	10,900,000.00	10,846,110.40	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.25%-28/03/22	7,500,000.00	7,643,730.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-3.625%-28/04/22	15,900,000.00	15,331,066.20	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-3.75%-28/08/12	12,000,000.00	11,544,804.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.875%-29/01/10	12,700,000.00	13,169,569.80	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.5%-29/05/19	6,400,000.00	6,598,355.20	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-7.0%-29/10/13	6,000,000.00	6,275,856.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-2.875%-30/07/09	12,700,000.00	11,319,903.70	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.375%-30/07/27	6,700,000.00	6,891,412.30	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-8.0%-31/07/19	14,000,000.00	15,427,370.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-4.0%-31/07/22	11,500,000.00	10,545,971.50	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-4.875%-32/01/20	8,000,000.00	7,630,672.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-7.25%-32/06/23	14,400,000.00	15,506,193.60	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.75%-32/09/15	17,000,000.00	17,872,797.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-3.625%-33/03/21	4,800,000.00	4,159,444.80	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.625%-33/08/17	6,100,000.00	6,367,332.50	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.25%-34/01/25	18,000,000.00	18,377,928.00	

		PHILIPPINE GOVERNMENT-8.125%-35/12/16	13,800,000.00	15,941,111.40	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-7.625%-36/09/29	8,500,000.00	9,589,436.50	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-5.25%-37/05/18	5,000,000.00	4,681,265.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.5%-38/02/22	4,000,000.00	4,148,920.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.75%-39/01/24	8,000,000.00	8,411,240.00	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-4.625%-40/09/09	15,300,000.00	12,992,989.50	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.25%-44/02/28	5,500,000.00	5,441,936.50	
		PHILIPPINE GOVERNMENT-6.875%-44/05/23	2,000,000.00	2,068,656.00	
フィリピンペソ小計			246,700,000.00	248,784,071.90 (660,248,048)	
インドネ シアルピ ア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT-5.125%-27/04/15	2,800,000,000.00	2,811,132,240.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.0%-27/05/15	8,230,000,000.00	8,457,287,910.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.125%-28/05/15	4,300,000,000.00	4,399,849,010.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.375%-28/08/15	5,900,000,000.00	6,081,351,250.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-9.0%-29/03/15	8,000,000,000.00	8,858,293,600.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.875%-29/04/15	3,500,000,000.00	3,667,300,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.5%-30/07/15	1,500,000,000.00	1,555,420,050.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.0%-30/09/15	10,400,000,000.00	10,979,551,440.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.5%-31/02/15	11,800,000,000.00	12,234,337,940.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.375%-32/04/15	11,600,000,000.00	11,911,638,640.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-8.25%-32/06/15	10,710,000,000.00	12,001,687,047.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.0%-33/02/15	3,000,000,000.00	3,168,669,900.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.625%-33/05/15	1,500,000,000.00	1,550,940,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-8.375%-34/03/15	7,200,000,000.00	8,246,594,160.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.5%-35/06/15	5,100,000,000.00	5,599,636,290.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.75%-35/07/15	4,300,000,000.00	4,517,589,890.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.25%-36/06/15	5,000,000,000.00	5,033,930,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-9.75%-37/05/15	5,680,000,000.00	7,291,154,720.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.5%-38/05/15	2,400,000,000.00	2,634,126,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.125%-38/06/15	5,600,000,000.00	5,992,000,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-8.375%-39/04/15	5,600,000,000.00	6,571,880,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.5%-40/04/15	6,700,000,000.00	7,384,740,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.125%-40/08/15	700,000,000.00	749,459,130.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.375%-42/04/15	5,300,000,000.00	5,241,249,500.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.125%-42/06/15	3,300,000,000.00	3,509,013,750.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.125%-43/06/15	5,300,000,000.00	5,659,522,850.00	

		INDONESIA GOVERNMENT-7.375%-48/05/15	11,500,000,000.00	12,375,150,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.875%-51/08/15	3,000,000,000.00	3,064,500,000.00	
インドネシアルピア小計			159,920,000,000.00	171,548,005,317.00 (1,612,551,249)	
韓国ウォン	国債証券	KOREA TREASURY BOND-2.375%-27/03/10	560,000,000.00	558,497,520.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.125%-27/06/10	440,000,000.00	436,231,400.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.125%-27/09/10	220,000,000.00	221,114,740.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.875%-27/12/10	190,000,000.00	190,032,870.00	
		KOREA TREASURY BOND-5.5%-28/03/10	716,000,000.00	754,555,168.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.25%-28/03/10	310,000,000.00	312,161,320.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.25%-28/06/10	790,000,000.00	776,944,460.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.375%-28/12/10	620,000,000.00	610,884,760.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.25%-29/03/10	350,000,000.00	352,227,750.00	
		KOREA TREASURY BOND-1.375%-29/12/10	550,000,000.00	514,317,100.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.625%-30/03/10	260,000,000.00	254,438,860.00	
		KOREA TREASURY BOND-1.375%-30/06/10	630,000,000.00	582,390,900.00	
		KOREA TREASURY BOND-4.75%-30/12/10	475,000,000.00	507,260,575.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.0%-31/06/10	330,000,000.00	309,436,050.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.375%-31/12/10	350,000,000.00	333,216,450.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.375%-32/06/10	400,000,000.00	401,655,200.00	
		KOREA TREASURY BOND-4.25%-32/12/10	310,000,000.00	327,614,200.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.25%-33/06/10	370,000,000.00	368,148,520.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.75%-33/12/10	345,000,000.00	354,042,450.00	
		KOREA TREASURY BOND-4.125%-33/12/10	170,000,000.00	178,853,260.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.5%-34/06/10	320,000,000.00	322,505,920.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.0%-34/12/10	500,000,000.00	484,179,000.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.625%-35/06/10	500,000,000.00	469,626,000.00	
		KOREA TREASURY BOND-1.5%-36/09/10	150,000,000.00	124,928,250.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.375%-38/09/10	190,000,000.00	170,523,670.00	
		KOREA TREASURY BOND-1.125%-39/09/10	200,000,000.00	152,195,200.00	
		KOREA TREASURY BOND-1.5%-40/09/10	240,000,000.00	187,599,840.00	
		KOREA TREASURY BOND-1.875%-41/09/10	200,000,000.00	163,238,600.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.25%-42/09/10	190,000,000.00	186,578,670.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.0%-42/12/10	358,000,000.00	340,237,830.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.875%-43/09/10	150,000,000.00	159,936,150.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.875%-44/09/10	170,000,000.00	158,728,830.00	

		KOREA TREASURY BOND-2.75%-44/12/10	334,000,000.00	305,989,424.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.0%-46/03/10	270,000,000.00	217,269,810.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.125%-47/03/10	415,000,000.00	339,499,880.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.625%-48/03/10	330,000,000.00	294,189,060.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.0%-49/03/10	600,000,000.00	473,411,400.00	
		KOREA TREASURY BOND-1.5%-50/03/10	780,000,000.00	547,198,080.00	
		KOREA TREASURY BOND-1.875%-51/03/10	830,000,000.00	629,652,110.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.5%-52/03/10	600,000,000.00	517,716,000.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.125%-52/09/10	350,000,000.00	340,329,500.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.25%-53/03/10	650,000,000.00	646,828,650.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.625%-53/09/10	480,000,000.00	511,218,720.00	
		KOREA TREASURY BOND-3.25%-54/03/10	630,000,000.00	630,340,200.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.75%-54/09/10	360,000,000.00	326,809,800.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.625%-55/03/10	830,000,000.00	742,167,740.00	
		KOREA TREASURY BOND-2.625%-55/09/10	720,000,000.00	639,783,360.00	
韓国ウォン小計			19,733,000,000.00	18,426,705,247.00 (1,993,769,507)	
インドル ピー	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND-7.06%-28/04/10	36,000,000.00	36,938,800.80	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.37%-28/10/23	46,000,000.00	47,840,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.1%-29/04/18	41,000,000.00	42,290,134.70	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.04%-29/06/03	38,000,000.00	39,118,571.80	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.17%-30/04/17	39,000,000.00	40,169,329.20	
		INDIA GOVERNMENT BOND-6.01%-30/07/21	43,000,000.00	42,422,045.60	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.32%-30/11/13	40,000,000.00	41,496,092.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.02%-31/06/18	40,000,000.00	40,938,364.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-6.79%-31/12/30	62,000,000.00	62,806,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-6.54%-32/01/17	60,000,000.00	59,840,220.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.26%-32/08/22	45,000,000.00	46,486,291.50	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.26%-33/02/06	68,000,000.00	70,304,370.40	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.18%-33/08/14	50,000,000.00	51,514,760.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.1%-34/04/08	73,000,000.00	74,977,796.30	
		INDIA GOVERNMENT BOND-6.79%-34/10/07	64,000,000.00	64,504,352.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.54%-36/05/23	50,000,000.00	52,623,780.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.41%-36/12/19	50,000,000.00	52,010,695.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7.18%-37/07/24	94,000,000.00	95,871,342.60	
		INDIA GOVERNMENT BOND-6.99%-51/12/15	32,000,000.00	30,958,662.40	

		INDIA GOVERNMENT BOND-7. 36%-52/09/12	63, 000, 000. 00	63, 201, 253. 50	
		INDIA GOVERNMENT BOND-7. 3%-53/06/19	71, 000, 000. 00	70, 661, 209. 30	
インドルピー小計			1, 105, 000, 000. 00	1, 126, 974, 071. 10 (1, 983, 474, 365)	
イスラエル シュケル	国債証券	ISRAEL FIXED BOND-2. 0%-27/03/31	1, 230, 000. 00	1, 206, 993. 69	
		ISRAEL FIXED BOND-3. 75%-27/09/30	1, 360, 000. 00	1, 363, 940. 07	
		ISRAEL FIXED BOND-2. 25%-28/09/28	1, 480, 000. 00	1, 430, 872. 72	
		ISRAEL FIXED BOND-3. 75%-29/02/28	1, 180, 000. 00	1, 187, 990. 81	
		ISRAEL FIXED BOND-1. 0%-30/03/31	1, 680, 000. 00	1, 514, 554. 17	
		ISRAEL FIXED BOND-1. 3%-32/04/30	1, 720, 000. 00	1, 495, 156. 23	
		ISRAEL FIXED BOND-4. 0%-35/03/30	810, 000. 00	823, 749. 57	
		ISRAEL FIXED BOND-1. 5%-37/05/31	1, 360, 000. 00	1, 064, 826. 11	
		ISRAEL FIXED BOND-5. 5%-42/01/31	1, 260, 000. 00	1, 476, 908. 13	
		ISRAEL FIXED BOND-3. 75%-47/03/31	1, 170, 000. 00	1, 098, 543. 69	
		ISRAEL FIXED BOND-2. 8%-52/11/29	900, 000. 00	682, 635. 98	
イスラエルシュケル小計			14, 150, 000. 00	13, 346, 171. 17 (660, 317, 834)	
南アフリ カランド	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-10. 5%-27/12/21	3, 496, 666. 00	3, 707, 340. 12	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8. 0%-30/01/31	11, 500, 000. 00	11, 731, 481. 77	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-7. 0%-31/02/28	7, 350, 000. 00	7, 163, 230. 25	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8. 25%-32/03/31	12, 000, 000. 00	12, 251, 521. 20	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-10. 0%-33/03/31	1, 720, 000. 00	1, 909, 978. 20	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8. 875%-35/02/28	12, 300, 000. 00	12, 708, 082. 02	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-6. 25%-36/03/31	4, 180, 000. 00	3, 534, 593. 57	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8. 5%-37/01/31	12, 300, 000. 00	12, 075, 884. 16	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-9. 0%-40/01/31	11, 120, 000. 00	11, 010, 789. 36	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-6. 5%-41/02/28	4, 160, 000. 00	3, 261, 037. 52	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8. 75%-44/01/31	11, 050, 000. 00	10, 468, 044. 01	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8. 75%-48/02/28	15, 160, 000. 00	14, 389, 762. 09	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-11. 625%-53/03/31	3, 300, 000. 00	4, 121, 630. 20	
		南アフリカランド小計			109, 636, 666. 00

香港・オフショア 人民元	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND-2.37%-27/01/20	2,000,000.00	2,021,852.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.59%-27/03/15	3,000,000.00	3,008,862.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.85%-27/06/04	4,000,000.00	4,086,192.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.62%-27/08/15	1,000,000.00	1,004,366.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.44%-27/10/15	4,000,000.00	4,077,132.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.45%-28/02/25	1,500,000.00	1,502,214.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.01%-28/05/13	4,000,000.00	4,154,920.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.25%-28/11/22	4,100,000.00	4,326,997.73	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.75%-29/06/15	4,000,000.00	4,170,540.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.13%-29/11/21	3,500,000.00	3,727,400.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.43%-30/01/25	4,500,000.00	4,475,364.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.68%-30/05/21	2,000,000.00	2,094,173.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.27%-30/11/19	3,000,000.00	3,259,113.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.12%-31/06/25	2,500,000.00	2,557,189.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.75%-32/02/17	3,000,000.00	3,182,262.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.76%-32/05/15	2,000,000.00	2,125,257.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.69%-32/08/15	2,000,000.00	2,118,696.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.78%-32/09/15	2,000,000.00	2,002,796.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.8%-32/11/15	3,000,000.00	3,204,521.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.67%-33/05/25	2,000,000.00	2,123,226.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.52%-33/08/25	3,000,000.00	3,156,489.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.35%-34/02/25	2,000,000.00	2,078,553.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.27%-34/05/25	3,000,000.00	3,098,617.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.04%-34/11/25	3,000,000.00	3,044,494.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.61%-35/02/15	1,000,000.00	978,905.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.67%-35/05/25	3,000,000.00	2,957,334.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND-4.08%-48/10/22	1,000,000.00	1,299,047.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.86%-49/07/22	2,000,000.00	2,528,266.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.81%-50/09/14	2,000,000.00	2,528,097.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.53%-51/10/18	1,500,000.00	1,830,820.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.12%-52/10/25	1,000,000.00	1,141,665.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.92%-55/01/15	1,000,000.00	907,443.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.73%-70/05/25	3,000,000.00	4,011,378.00	
香港・オフショア人民元小計			83,600,000.00	88,784,191.38 (1,996,987,303)	
合計				19,861,721,247	

		(19,861,721,247)	
--	--	------------------	--

(注1)当銘柄(※)の償還日につきましては、決算日時点で知りうる情報に基づいて記載しており、前回掲載時と異なる場合があります。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
メキシコペソ	国債証券 15 銘柄	100.0%	8.2%
ブラジルレアル	国債証券 13 銘柄	100.0%	6.3%
チリペソ	国債証券 6 銘柄	100.0%	1.4%
コロンビアペソ	国債証券 11 銘柄	100.0%	2.6%
ペルーヌエボソル	国債証券 10 銘柄	100.0%	1.5%
トルコリラ	国債証券 15 銘柄	100.0%	1.5%
チェココルナ	国債証券 18 銘柄	100.0%	3.2%
ハンガリーフォリント	国債証券 12 銘柄	100.0%	1.4%
ポーランドズロチ	国債証券 16 銘柄	100.0%	5.9%
ロシアルーブル	国債証券 1 銘柄	—	—
ルーマニアレイ	国債証券 16 銘柄	100.0%	2.2%
マレーシアリンギット	国債証券 28 銘柄	100.0%	8.1%
タイバーツ	国債証券 31 銘柄	100.0%	7.8%
フィリピンペソ	国債証券 25 銘柄	100.0%	3.3%
インドネシアルピア	国債証券 28 銘柄	100.0%	8.1%
韓国ウォン	国債証券 47 銘柄	100.0%	10.0%
インドルピー	国債証券 21 銘柄	100.0%	10.0%
イスラエルシェケル	国債証券 11 銘柄	100.0%	3.3%
南アフリカランド	国債証券 13 銘柄	100.0%	5.2%
香港・オフショア人民元	国債証券 33 銘柄	100.0%	10.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

マネー・アカウント・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025 年 7 月 10 日現在	2026 年 1 月 10 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	163,455,755	174,209,871
国債証券	259,951,445	259,949,920
未収利息	4,630	50,518
前払費用	3,169	67,670
流動資産合計	423,414,999	434,277,979
資産合計	423,414,999	434,277,979
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,406	10,858
流動負債合計	21,406	10,858
負債合計	21,406	10,858
純資産の部		
元本等		
元本	421,506,450	431,320,748
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,887,143	2,946,373
元本等合計	423,393,593	434,267,121
純資産合計	423,393,593	434,267,121
負債純資産合計	423,414,999	434,277,979

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		2025 年 7 月 10 日現在	2026 年 1 月 10 日現在
1.	期首	2025 年 1 月 11 日	2025 年 7 月 11 日
	期首元本額	435,662,309 円	421,506,450 円
	期首からの追加設定元本額	15,195,133 円	17,498,272 円
	期首からの一部解約元本額	29,350,992 円	7,683,974 円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジなし）	9,958 円	9,958 円
	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジあり）	9,958 円	9,958 円
	上場インデックスファンド米国株式（S & P 5 0 0）	19,983 円	19,983 円
	上場インデックスファンド豪州リート（S & P / A S X 2 0 0 A - R E I T）	19,977 円	19,977 円
	上場インデックスファンド新興国債券	9,981 円	9,981 円
	上場インデックスファンド海外先進国株式（M S C I - K O K U S A I）	19,997 円	19,997 円
	上場インデックスファンド海外新興国株式（M S C I エマージング）	99,902 円	99,902 円
	上場インデックスファンド米国株式（S & P 5 0 0）為替ヘッジあり	9,967 円	9,967 円
	上場インデックスファンド豪州国債（為替ヘッジあり）	9,978 円	9,978 円
	上場インデックスファンド豪州国債（為替ヘッジなし）	9,978 円	9,978 円
	上場インデックスファンドフランス国債（為替ヘッジなし）	9,979 円	9,979 円
	上場インデックスファンドフランス国債（為替ヘッジあり）	9,979 円	9,979 円
	資源株ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアル・コース>（毎月分配型）	5,774,595 円	5,774,595 円
	世界標準債券ファンド	4,698,721 円	4,884,599 円
	中華圏株式ファンド（毎月分配型）	36,994,497 円	41,332,017 円
	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース	5,495,555 円	5,930,412 円
	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	11,094,146 円	11,082,766 円
	エマージング・プラス・円戦略コース	572,639 円	549,065 円
	エマージング・プラス・成長戦略コース	2,517,156 円	2,517,156 円
	エマージング・プラス（マネープールファンド）	9,847,055 円	9,827,132 円
	アジアリートファンド（毎月分配型）	1,625,705 円	1,517,078 円

アジア社債ファンド Aコース (為替ヘッジあり)	1,882,615 円	1,665,892 円
アジア社債ファンド Bコース (為替ヘッジなし)	7,615,170 円	7,615,170 円
アジアREITオープン (毎月分配型)	851,983 円	861,280 円
ピムコUSハイインカム・ローン・ファンド (毎月分配型) 為替ヘッジなし	2,337,370 円	2,365,858 円
ピムコUSハイインカム・ローン・ファンド (毎月分配型) 為替ヘッジあり	317,775 円	298,536 円
資源株ファンド 通貨選択シリーズ<米ドル・コース> (毎月分配型)	1,062,578 円	1,410,821 円
インデックスファンドMLP (毎月分配型)	5,826,050 円	5,397,578 円
インド株式フォーカス (奇数月分配型)	2,635,791 円	2,524,058 円
世界標準債券ファンド (1年決算型)	240,262 円	240,262 円
グローバルCOCO債ファンド (為替ヘッジなし・毎月分配型)	32,067,622 円	36,452,503 円
グローバルCOCO債ファンド (為替ヘッジあり・毎月分配型)	25,174,710 円	22,439,633 円
インデックスファンドMLP (1年決算型)	2,229,358 円	1,709,115 円
アジア・ヘルスケア株式ファンド	4,751,226 円	4,751,226 円
グローバル株式トップフォーカス	3,589,078 円	5,320,066 円
グローバル・プロスペクティブ・ファンド	237,562,073 円	237,562,073 円
ビッグデータ新興国小型株ファンド (1年決算型)	4,602,005 円	5,011,493 円
グローバル・ダイナミックヘッジ α	2,138,350 円	1,979,480 円
DC世界株式・厳選投資ファンド	2,902,693 円	3,580,596 円
全世界超分散株式ファンド	1,388,100 円	1,705,538 円
グローバルCOCO債ファンド (為替ヘッジなし・1年決算型)	3,129,348 円	4,318,229 円
グローバルCOCO債ファンド (為替ヘッジあり・1年決算型)	298,584 円	408,944 円
グローバルCOCO債ファンド (為替ヘッジなし・年4回分配型)	22,113 円	25,953 円
グローバルCOCO債ファンド (為替ヘッジあり・年4回分配型)	21,890 円	21,987 円
計	421,506,450 円	431,320,748 円
2. 受益権の総数	421,506,450 口	431,320,748 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2025 年 1 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日	自 2025 年 7 月 11 日 至 2026 年 1 月 10 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ	同左

	るリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	
--	---	--

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	2025 年 7 月 10 日現在	2026 年 1 月 10 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	198,445
合計	198,445

(2026 年 1 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	178,636
合計	178,636

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025 年 7 月 10 日現在	2026 年 1 月 10 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0045 円 (10,045 円)
	1.0068 円 (10,068 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 4 5 7 回利付国債（2 年）	260,000,000	259,949,920	
合計		260,000,000	259,949,920	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年1月30日現在です。

【上場インデックスファンド新興国債券】

【純資産額計算書】

I 資産総額	20,687,348,206円
II 負債総額	183,002,263円
III 純資産総額（I－II）	20,504,345,943円
IV 発行済口数	381,261口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	53,780円

（参考）

自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）

純資産額計算書

I 資産総額	20,619,424,065円
II 負債総額	123,668,247円
III 純資産総額（I－II）	20,495,755,818円
IV 発行済口数	19,060,893,609口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0753円

マネー・アカウント・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	706,619,146円
II 負債総額	269,797,276円
III 純資産総額（I－II）	436,821,870円
IV 発行済口数	433,716,297口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0072円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2026年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2026年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2026年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2026年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	743	376,277
株式投資信託	699	333,315
単位型	236	5,896
追加型	463	327,418
公社債投資信託	44	42,961
単位型	31	868
追加型	13	42,093

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 67 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 12 月 5 日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧社名日興アセットマネジメント株式会社）の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 67 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検

討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	※ 3	647	※ 3	900
立替金		1,089		1,214
その他	※ 2	2,011	※ 2	3,024
流動資産合計		61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	233	※ 1	187
器具備品	※ 1	134	※ 1	108
有形固定資産合計		368		295
無形固定資産				
ソフトウェア		438		478
無形固定資産合計		438		478
投資その他の資産				
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		-		496
その他投資		-		765
投資その他の資産合計		66,398		65,006
固定資産合計		67,205		65,781
資産合計		128,640		137,750

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462
その他未払金	803	1,002
未払費用 ※ 3	4,082	4,202
未払法人税等	1,644	3,378
未払消費税等 ※ 4	620	693
関係会社短期借入金	-	6,690
賞与引当金	2,619	2,881
役員賞与引当金	232	225
その他	683	44
流動負債合計	19,547	29,291
固定負債		
退職給付引当金	1,448	1,455
賞与引当金	565	529
役員賞与引当金	56	121
繰延税金負債	295	-
その他	251	231
固定負債合計	2,617	2,337
負債合計	22,165	31,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82,591	83,753
利益剰余金合計	82,591	83,753
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	103,107	104,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,523	2,466
繰延ヘッジ損益	△1,155	△ 615
評価・換算差額等合計	3,367	1,851
純資産合計	106,475	106,120
負債純資産合計	128,640	137,750

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	※1	3,714	※1	4,604
営業収益合計		79,588		87,869
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645
公告費		3		5
調査費		17,736		18,976
調査費		1,266		1,433
委託調査費		16,445		17,516
図書費		23		26
委託計算費		610		617
営業雑経費		881		867
通信費		135		136
印刷費		308		278
協会費		48		50
諸会費		11		18
その他		375		382
営業費用計		52,860		59,011
一般管理費				
給料		10,550		11,085
役員報酬		459		592
役員賞与引当金繰入額		273		289
給料・手当		6,791		7,151
賞与		277		216
賞与引当金繰入額		2,747		2,835
交際費		71		49
寄付金		22		22
旅費交通費		260		273
租税公課		389		646
不動産賃借料		906		836
退職給付費用		388		403
退職金		36		38
固定資産減価償却費		199		193
福利費		1,208		1,187
諸経費		4,661		4,821
一般管理費計		18,694		19,559
営業利益		8,033		9,298

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	※2	4,946	※2	4,356
デリバティブ収益		-		193
有価証券評価益	※3	1,113	※3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		-		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	※2	907
デリバティブ費用		3,494		-
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		-
その他		0		9
営業外費用合計		4,231		919
経常利益		10,319		16,418
特別利益				
投資有価証券売却益		815		210
特別利益合計		815		210
特別損失				
投資有価証券売却損		174		81
固定資産処分損		52		10
損害賠償損失		167		-
特別損失合計		394		91
税引前当期純利益		10,740		16,537
法人税、住民税及び事業税		2,415		4,349
法人税等調整額		△51		△ 157
法人税等合計		2,364		4,192
当期純利益		8,376		12,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

第 66 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,162	1,162	－	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="507 880 1018 952"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・ 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日) 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,484 百万円 器具備品 872 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 282 百万円 (流動負債) 未払費用 1,921 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 469 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上しております。	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 354 百万円が含まれております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,048 百万円 支払利息 286 百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額 3,063 百万円を営業外収益に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217, 000	—	96, 000	121, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752, 000	—	406, 000	346, 000	—
合計		969, 000	—	502, 000	467, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5, 092	26. 23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11, 183	57. 60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

第 66 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	121, 000	—	121, 000	—	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	346, 000	—	154, 000	192, 000	—
合計		467, 000	—	275, 000	192, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017 年度ストックオプション(1)192, 000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	11, 183	57. 60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 486	38. 56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	891 百万円	1 年内	916 百万円
1 年超	2, 613 百万円	1 年超	6, 829 百万円
合計	3, 505 百万円	合計	7, 745 百万円

(金融商品関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△309	—	—	△309
通貨関連(*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,418	14,651	—	17,070
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	4,097	11,342	—	15,440
資産計	6,516	25,994	—	32,510
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	159	—	—	159
通貨関連(*3)	—	341	—	341
デリバティブ取引計	159	341	—	501

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	—	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

(有価証券関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,571 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

(デリバティブ取引関係)

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計		15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 66 期(2025 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	—	159	159
合計		17,846	—	159	159

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	—	△39	△39
合計		6,696	—	△39	△39

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,651	—	326
	豪ドル		180	—	1
	ユーロ		2,796	—	△2
	香港ドル		1,067	—	38
	人民元		1,473	—	18
合計			12,167	—	381

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,342 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,341 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 18,436 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,427

(退職給付関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランズプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率

0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455
退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,409,000 株	普通株式 4,422,000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 104 百万円

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	121, 000	346, 000
付与	0	0
失効	121, 000	154, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192, 000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 58 百万円

(税効果会計関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金 975		賞与引当金 1,047
	投資有価証券評価損 8		投資有価証券評価損 8
	関係会社株式評価損 52		関係会社株式評価損 54
	退職給付引当金 443		退職給付引当金 457
	固定資産減価償却費 80		固定資産減価償却費 69
	繰延ヘッジ損益 510		繰延ヘッジ損益 283
	その他 679		その他 828
	繰延税金資産小計 2,750		繰延税金資産小計 2,748
	評価性引当金 △52		評価性引当金 △54
	繰延税金資産合計 2,697		繰延税金資産合計 2,694
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 2,044		その他有価証券評価差額金 1,221
	その他 948		その他 976
	繰延税金負債合計 2,992		繰延税金負債合計 2,198
	繰延税金負債の純額 295		繰延税金資産の純額 496
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 30.6%		法定実効税率 30.6%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △10.9%		受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △6.3%
	その他 1.1%		その他 0.4%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0%		税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3%
		3	法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
			「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.6%から、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が 26 百万円減少し、法人税等調整額は 2 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 32 百万円減少し、繰延ヘッジ損失は 8 百万円減少しております。

(関連当事者情報)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式 の取得 (注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	6,690 (SGD 60,000 千)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000 千)
							借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	286 (SGD 2,532 千)	未払費用	286 (SGD 2,532 千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,641 (USD 18,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 3)	7,360	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 70 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
3. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 7,360,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2024 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582 百万円
負債合計	7,834 百万円
純資産合計	38,748 百万円

営業収益	18,712 百万円
税引前当期純利益	6,127 百万円
当期純利益	4,588 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	548 円 41 銭	546 円 58 銭
1株当たり当期純利益金額	43 円 14 銭	63 円 58 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、 2017 年度ストックオプション (1) 346,000 株	2017 年度ストックオプション (1) 192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日)

資産の部

流動資産

現金・預金		22,067
金銭の信託		21,408
有価証券		9
未収委託者報酬		19,210
未収収益		1,242
その他	※ 2	5,000
流動資産合計		68,938

固定資産

有形固定資産	※ 1	292
無形固定資産		526
投資その他の資産		
投資有価証券		17,477
関係会社株式		44,701
長期差入保証金		685
繰延税金資産		665
投資その他の資産合計		63,529
固定資産合計		64,348
資産合計		133,286

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金	9,717
未払費用	3,334
未払法人税等	2,614
未払消費税等	※ 3 511
関係会社短期借入金	6,917
賞与引当金	1,652
役員賞与引当金	180
その他	827
流動負債合計	25,756

固定負債

退職給付引当金	1,476
賞与引当金	373
役員賞与引当金	113
その他	216
固定負債合計	2,179

負債合計

27,935

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	83,350
利益剰余金合計	83,350
自己株式	△2,067
株主資本合計	103,866

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,728
繰延ヘッジ損益	△244
評価・換算差額等合計	1,484

純資産合計

105,351

負債純資産合計

133,286

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)		
営業収益		
委託者報酬		42,808
その他営業収益		2,243
営業収益合計		45,051
営業費用及び一般管理費	※ 1	40,760
営業利益		4,291
営業外収益	※ 2	7,437
営業外費用	※ 3	3,012
経常利益		8,717
特別利益	※ 4	937
特別損失	※ 5	51
税引前中間純利益		9,602
法人税等	※ 6	2,519
中間純利益		7,083

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

	れ、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,394 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 489 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 43 百万円 無形固定資産 61 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 金銭の信託運用益 3,837 百万円 受取配当金 2,598 百万円 有価証券評価益 953 百万円 有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。
※ 3	営業外費用のうち主要なもの デリバティブ費用 2,675 百万円 支払利息 174 百万円 為替差損 147 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 713 百万円 関係会社株式売却益 223 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 51 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	192, 000	—	—	192, 000	—
合計		192, 000	—	—	192, 000	—

(注) 1 2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	7, 486	38. 56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	983 百万円
1 年超	6, 295 百万円
合計	7, 279 百万円

(金融商品関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	3,407	18,001	—	21,408
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	2,259	11,805	—	14,064
資産計	5,666	29,806	—	35,473
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	△122	—	—	△122
通貨関連	—	△189	—	△189
デリバティブ取引計	△122	△189	—	△311

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 2 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に、△124 百万円は、流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち△189 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	3,422
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,774	9,262	2,512
	小計	11,774	9,262	2,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,290	2,457	△167
	小計	2,290	2,457	△167
合計		14,064	11,720	2,344

(注)1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額3,422百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	21,408	3,837

(デリバティブ取引関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	18,941	—	△122	△122
合計		18,941	—	△122	△122

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,929	—	△26	△26
合計		6,929	—	△26	△26

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,877	—	△98
	豪ドル		146	—	△3
	ユーロ		3,242	—	△50
	香港ドル		495	—	△10
合計			9,761	—	△162

(持分法損益等)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,345 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,450 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,313 百万円

(収益認識関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	542 円 62 銭
1株当たり中間純利益金額	36 円 48 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	7,083
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	7,083
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要	2017 年度ストックオプション(1)192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	105,351
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	105,351
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024 年 9 月 26 日の臨時株主総会で決議されており、2025 年 9 月 1 日付で定款の変更を行ないました。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金5億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第45条、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

② 受託者は、前項の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、第17条の受益者名簿に名義登録するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については1万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法と計理処理)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② 追加信託にあつては、追加信託金と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

(基準価額の計算方法)

第9条 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、200口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。

1. 取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合）

2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合

3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐

れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき50,000円とします。
- ⑤ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（金融商品取引所への上場）

第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た上で、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日および信託終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。

- ② 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して前項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社は前項に規定する登録を受託者（受託者が前項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行なうことができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権

(運用の指図範囲)

第19条 委託者は、信託金を、主としてアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱い、第22条、第24条および第27条から第29条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条、第24条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。

1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス（この信託では、「ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないません。
2. 投資信託証券の合計組入率は高位を保つことを原則とします。

3. 別に定める投資信託証券については、第1号に掲げる投資成果を目指すため、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
4. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
5. ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
6. 投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。また、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。
8. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
9. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
10. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（上場投資信託証券の貸付の指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する上場投資信託証券を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項の上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、上場投資信託証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券の時価総額に当該投資信託証券の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第27条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。（受託者による資金の立替え）

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第32条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日か

ら7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は2012年1月30日から2012年7月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。
 - 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 - 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 - 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 - 4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8. 格付の取得に要する費用
 - 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - 10. 受益権の上場に係る費用
 - 11. 「ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」その他これに類する標章の使用料
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができます。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第32条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(その他報酬の額)

第36条 委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。

1. 第22条に規定する上場投資信託証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付上場投資信託証券の利子または配当金等相当額を含まないものとし、ただし、上場投資信託証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額

② 前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第37条 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条および第36条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条および第36条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含む）、追加信託差益金、解約差益金

2. 有価証券売買損（評価損を含む）、追加信託差損金、解約差損金

(一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、一部解約金について第39条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、計算期間終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。

② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとし、なお、名義登録受益者が第17条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとし、

③ 償還金は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者として、当該名義登録受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者または第17条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行なうものとし、

⑤ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿

の作成を委託した者にこれを委託することができます。

- ⑥ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑦ 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行なうものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については第39条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(一部解約)

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、200口以上1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間となる場合）

2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合

3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者が第1項の解約の実行を請求したときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

(一部解約金の計算方法と計理処理)

第42条 一部解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額に、当該解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

- ② 前条に定める受益権の一部解約にあつては、一部解約金と元本に相当する金額との差額を解約差金として処理します。

(受益権の買取り)

- 第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。
- ② 前項の受益権の買取価額は、買取約定日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額に相当する額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。
- ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項の規定により受益権の買取りを行なうときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、第41条第3項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けない日と同日の場合には、受益権の買取請求を受け付けないものとします。
- ⑤ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。
- ⑥ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日およびその前営業日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第41条第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

- 第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第45条 委託者は、信託期間中において、純資産総額が3億円を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスが廃止された場合
 3. ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第50条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合
- なお、第1号に掲げる事由について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの契約を解約する場合、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案

をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.amova-am.com

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2012年1月30日

委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券

(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

